

特別職報酬等審議会議事録

- ・日 時 令和6年12月26日（木）午前9時15分～午前10時00分
- ・場 所 市役所8階 特別会議室
- ・出席委員 伊賀委員、池上委員（副会長）、木元委員、白川委員、武田委員、中村委員、林委員、
宮田委員（会長）、和田委員
以上9名
- ・事務局 宮島（総務局長）、山本（人事部長）、但馬（議会事務局次長）、菅（人事課担当課長）、
山下（議会事務局総務課長）、片山（人事課係長）、長尾（人事課係長）、八馬（人事課副
主査）、日田（人事課主事）
- ・議事内容 以下のとおり

○開会

審議会の委員定数9人中全員が出席していることから、条例に照らして審議会が有効に成立することを会長が宣言。

取り決め事項に基づき、事務局が作成する会議録の署名委員として、会長が林委員と和田委員を指名。

西宮市議会の委員会（常任・議会運営・特別）の正副委員長に対する報酬加算について

○事務局説明

西宮市議会の委員会（常任・議会運営・特別）の正副委員長に対する報酬加算について審議を行うにあたり、配布した「西宮市特別職報酬等審議会資料」について事務局から説明。

1. 経緯について

西宮市議会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が設置されており、それぞれの委員長・副委員長には議員報酬とは別に委員長加算・副委員長加算があり、これを委員長・副委員長の任期の期間中、毎月支給している。

西宮市議会の各常任委員会では、平成24年度より本市独自の取り組みとして、「施策研究テーマ」を選定し、市の策定する計画、進行中の大規模事業、重点施策及び市の直面する社会問題等について、委員会独自の調査・研究等を行ってきた。

令和5年度、議会運営委員会にて、施策研究テーマの見直しについて協議が行われ、令和6年5月1日より施策研究テーマの選定が必須から任意へと変更された。これに伴い、調査・研究の取りまとめや報告書の作成といった常任委員会の正副委員長の義務的責務が軽減されることとなり、令和6年5月1日より令和7年3月31日までの間、常任委員会の正副委員長加算の全額を自主減額することが議会で決定された。

議会運営委員会と特別委員会については正副委員長の職責等は変わっておりませんが、令和6年度、議会運営委員会にて、議会運営委員会及び特別委員会を含むすべての正副委員長加算の取り扱いについての各会派の意見が披歴され、「据え置くべき」や「廃止すべきである」など様々な意見が

出された。

このことから、各委員会（常任・議会運営・特別）の正副委員長加算について諮問を行うこととなった。

2. 本会議と委員会について

(1) 本会議

本会議とは、全議員で構成されており、市議会の最終的な意思決定が行われている。

年4回開催され、行政全般に関する質問や議案の採決などが行われる。

(2) 委員会

市の仕事は広範囲であり、専門的でもあるため、議員全員で構成する本会議では十分な審査・調査を行うことができない。よって、議会内部に委員会を設け、調査・審査を行っている。

①常任委員会

市の事務に関する調査や議案などの詳細な審査を行うために設置されており、本市では5つの常任委員会（総務、民生、健康福祉、教育こども、建設）がある。

委員の任期は各年4月末までの1年間となっており、議長を除くすべての議員は、いずれか1つの常任委員会に所属している。

施策研究テーマについて、テーマは市の策定する計画、進行中の大規模事業、重点施策及び市の直面する社会問題等の中から委員の協議によりテーマを選定し、関係部局への聞き取りや、現地調査、先進市への視察などを行い、最終的に市政への提言を含む報告書を作成している。

常任委員会の正副委員長加算の全額を自主減額することが議会で決定されたため、現在、正副委員長加算は支給されていない。

②議会運営委員会

議会運営に関する件、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件、議長の諮問に関する件など、議会運営について多岐にわたる事項についての協議が行われる委員会となる。

会派を代表する者で構成されており、委員の数は会派の人数に応じて定められている。

会派とは、議会運営を円滑・合理的に行うことを目的とし、考えの近い議員同士で結成する政策・理念をおおむね共有する団体になる。

本市議会では、3人以上の所属議員が会派の結成届を議長に提出することで、会派を作ることができる。西宮市議会には7つの会派があり、いずれの会派にも属していない無所属の議員が2名いる。

③特別委員会

議会において審査・調査すべき事項が生じた場合に設置される委員会となる。

決算を審査するための決算特別委員会及び新年度予算を審査する予算特別委員会のように毎年設置されているものと、議会改革特別委員会、病院問題特別委員会など、特定の課題が生じた場合に、その都度設置され、一定期間継続するものがある。決算特別委員会及び予算特別委員会以外の特別委員会については、近年は設置されていない状況になっている。

3. 正副委員長 報酬加算措置状況調べ（人口40万人以上市 全44市）

人口40万人以上の都市の全44市の状況について、令和6年4月の時点で、報酬加算を行っている市は、横浜市、神戸市、鹿児島市、八王子市、西宮市の5市のみである。

4. 施策研究テーマについて

資料4は施策研究テーマの導入や見直しについての資料であり、昨年度、各常任委員会で選定した施策研究テーマを掲載している。

また、常任委員会のガイドラインを抜粋したものは、施策研究テーマについての取り扱いを説明したものである。

5. 議会運営状況

資料5は直近の過去2年分（令和4年度および令和5年度）の定例会、議会運営委員会、各常任委員会の開催状況及び協議内容を掲載している。

6. 正副委員長への報酬加算の経過について

常任委員会について、昭和56年の答申において、委員長の職責が一般議員と比較して高いことなどから、報酬加算措置が新設された。

議会運営委員会について、平成3年に地方自治法の一部改正により、議会の公的機関として位置づけられたため、平成5年の答申において、職責の重要性及び困難性を考慮し、報酬加算措置が新設された。

特別委員会について、平成25年に諮問した際に市議会において、正副委員長への現状の報酬加算の是非や妥当性だけでなく、正副委員長の職務そのものの意味や責務、改善点なども検討を行い、見直しが必要となり、審議会に諮問した。そこで、特別委員会の報酬加算措置が新設され、その他2つの委員会、常任委員会、議会運営委員会についても額の改定があり、このときに委員長2万円、副委員長5千円となった。

○正副委員長への報酬加算についての支給の是非についての意見交換

会長から各委員に対し、各委員会への支給の是非について意見を求めたところ、下記意見が述べられる。

①常任委員会

委員 同規模の自治体ではあまり支給していないという点と、既に自主減額している点を踏まえると廃止でよいのでは。

- 委員 施策研究テーマの選定が任意になったことを踏まえると廃止でよいのでは。
- 委員 他市に加算制度が少ないということ、施策研究テーマの選定が任意になったこと、自主減額していることを考慮すると廃止でよい。
- 委員 同じく廃止で。
- 委員 廃止でよいとは思いますが、施策研究テーマの選定が再度必須になるということはない状況か。可能性の話であれば「ある」という回答になるとは思いますが、必須になるような流れなのか。
- 事務局 恐らく、すぐに必須に戻るような感じではないのではないかとと思われる。
- 委員 また必須になった場合は改めて加算の支給是非について諮問することになるのか。
- 事務局 職責が変わるということになれば諮問する可能性はある。
- 委員 現状としては廃止でよい。
- 委員 現在自主減額となっているため、廃止でよいと思う。
- 委員 廃止でよい。
- 委員 廃止が相当と思う。

以上を踏まえ、会長から各委員に対し、常任委員会における正副委員長への報酬加算を廃止すべきとすることについて、異議がないか改めて確認。各委員から異議はなく、廃止することに決定。

②議会運営委員会

- 委員 常任委員会における報酬加算を廃止し、後で議論される特別委員会についても、特別委員会が予算決算委員会ぐらいしかないという状況の中で、特別委員会も廃止の話になるのではと思っている。こうした状況の中で、議会運営委員会だけ報酬加算を支給するというのも、おさまりが悪いのではないかとと思っている。また、他市の状況を見ても、議会運営委員会の正副委員長に加算を支給している市町村は多くはない。よって、議会運営委員会についても廃止でよい。

委員 議会でも「据え置くべき」や「廃止すべき」と意見が分かれていると聞いた。
市民団体では今、西宮市の財政構造改善ということで、地域の事業の見直しや削減・廃止と、かなり細かいところまで見直しを求められている。市民の自主的な活動を制限される中で、市民だけにそういう負担させるということはどうかと。パブリックコメントでも特別職の給料の削減のみがメニューに出ており、議員のことについては一言も載っていない。議会運営委員長の使命についていろいろ言われているそうだが、この際同じように廃止すべき。

委員 市の財政難という状況と、他市との報酬加算の措置状況の比較を見て、廃止でよいと考える。

委員 同じく廃止で。

委員 同じく廃止で。

委員 この際一緒に全部廃止しようという考えもあるとは思いますが、常任委員会と議会運営委員会の違いと言うか特殊性を考慮してもいいのではという意見を持っている。常任委員会は廃止でもいいが、議会運営委員会については据置きでもいいかなと思う。

委員 議会運営委員会は業務も多いので据置きでもいいのかなと思うが、廃止の方が多いようだ。それほど強く据置きを主張したいわけではない。

委員 廃止で。

以上を踏まえ、据え置きとしてはどうかという意見が一部あったが、会長から各委員に対し、議会運営委員会における正副委員長への報酬加算を廃止すべきとすることについて、異議がないか改めて確認。各委員から異議はなく、廃止することに決定。

③特別委員会

委員 廃止で。

委員 報酬加算の支給対象となる特別委員会は近年設置されていないということなので廃止で。

委員 廃止で。

委員 廃止で。

委員 廃止でよいと思う。

委員 廃止で。

委員 廃止で。

委員 廃止で。

以上を踏まえ、会長から各委員に対し、特別委員会における正副委員長への報酬加算を廃止すべきとすることについて、異議がないか改めて確認。各委員から異議はなく、廃止することに決定。

○結論

審議会としては、すべての委員会の正副委員長への報酬加算について、廃止すると結論づけることに決定。

正副委員長の報酬加算額の廃止の実施時期について

○事務局説明

正副委員長に対する報酬加算については、「西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」に規定されている。

加算の廃止等は条例改正が必要であり、議会の承認が必要となる。

西宮市議会では、3月、6月、9月、12月にそれぞれ議会が開催されるため、直近で行われる議会は、令和7年3月議会になる。事務局側の手続き上の話になるが、令和7年3月議会で条例改正するとなると、1月末までには決定する必要がある。それまでに答申書の作成や委員の皆様の署名をいただいた上で市長答申というところになると、スケジュール的にはかなりタイトな状況になると考えている。

○結論

具体的な廃止の実施時期は定めずに速やかに実施することに決定。